

第百六十二回 参議院經濟産業委員会會議録第六号

平成十七年三月三十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

松村 祥史君
藤末 健三君
浜田 昌良君

補欠選任

南野知恵子君
喜納 昌吉君
荒木 清寛君

三月三十日

辞任

南野知恵子君
喜納 昌吉君
荒木 清寛君

補欠選任

松村 祥史君
藤末 健三君
浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

佐藤 昭郎君

理事

泉 信也君

加納 時男君

小林 温君

藤原 正司君

渡辺 秀央君

委員

魚住 汎英君

杏掛 哲男君

倉田 寛之君

保坂 三蔵君

松田 岩夫君

松村 祥史君

加藤 敏幸君

木俣 佳文君

直嶋 正行君

平田 健二君

藤末 健三君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局長

政府参考人

参考人

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長

光川 寛君

石毛 博行君

小平 信因君

松永 和夫君

小島 敏郎君

政府参考人

参考人

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長

光川 寛君

石毛 博行君

小平 信因君

松永 和夫君

小島 敏郎君

政府参考人

参考人

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長

光川 寛君

石毛 博行君

小平 信因君

松永 和夫君

小島 敏郎君

政府参考人

参考人

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長

光川 寛君

石毛 博行君

小平 信因君

松永 和夫君

小島 敏郎君

政府参考人

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本アルコール産業株式会社法案の審査のため、本日の委員会に経済産業省製造産業局長石毛博行君、資源エネルギー庁長官小平信因君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長松永和夫君及び環境省地球環境局長小島敏郎君を政府参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本アルコール産業株式会社法案の審査のため、本日の委員会に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長光川寛君を参考人と

して出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 日本アルコール産業株式会社法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

アルコール法審議に先立ちまして、新聞によりまして、関西電力美浜発電所の三号機二次系配管

破損による蒸気漏出事故について、昨日、政府の第十回事故調査委員会が開かれ、最終報告書がま

とまったとあります。

この事故発生以来、閉会中ではございましたが、この委員会でも現地調査を行い、そしてまた参

考人質疑も行い、審議もやっております。そのとき、九月二十七日だったと記憶してありますけれども、原子力安全・保安院から中間取りまとめ

が出ました。その中で、本件を単なる事故ととらえることなく、これにより得られた様々な教訓を

今後の原子力発電所の事故やトラブルにおける、文章を省略しますが、防災対策の一層の充実に生

かすべきであるというふうになりました。

そこで、伺います。事故原因を踏まえた関係者、関西電力、三菱重工業、そして日本アーム、

さらに国といったものの責任はどうか。そして、この中間まとめにありました再発防止対策につな

げるとありますけれども、その昨日の結論の要点を伺いたいと思います。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昨日、美浜発電所三号機事故調査委員会が開催をされまして、最終報告書

が取りまとめられておりますので、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、事故の直接的な原因でございますけれども、事故が起きました配管が点検リストから漏れて

いたため、その配管が侵食、腐食で減肉をいたしまして、ということでございますが、そうした

事実を長年見落としてきたということであるというところでございます。同時に、事故の根本的な原因

は、関西電力、三菱重工業、日本アームの三社における不十分な保守管理、品質保証の体制にあるという指摘になっております。具体的には、関

西電力、三菱重工業ともチェック作業や相互の意思疎通を怠り、当初、三菱重工業が起きました点検リスト作成のミスを長い間修正できなかった

わけでございます。また、関西電力の外注管理が不適切であったために登録漏れが見逃されてきたわけでございます。また、これとは別に、関西電力における工程優先の意識というのが現場において強かったために、過去において一時期、配管の技術基準の不適合の常態化ということが判明をしたというふうな指摘をしております。

関西電力におきましては、したがって、保守管理能力の向上と外注管理の徹底が急務でございます。また安全に関する企業風土、価値観を改善するための持続的な取組が不可欠でございます。関西電力は、これらの指摘を踏まえまして、再発防止報告書や行動計画を原子力安全・保安院に提出をいたしました。

保安院といたしましては、関西電力が現場への要員あるいは資金の投入を増やすという社長のコミットメントに基づいた再発防止対策が確実に実行できるのかどうかということを、今後、特別の保安検査等を通じて厳正に監視、指導していくこととしております。

また、三菱重工工業につきましても、不適切な保守管理は、プラントの建設・保全の中核を担うメーカーといたしまして自己規律を欠いた行為である、同社のみならず原子力安全全般への不信を、損なうものであると、こういう指摘がされております。保安院といたしましては、三菱重工工業に対しましても厳密な反省を求め、その再発防止策と社内改革活動が確実に実施されるかどうかということ厳しく注視してまいりたいと思っております。

また、国といたしましても、今回の美浜発電所三号機の事故を反省いたしまして、教訓として重く受け止めて、再発防止対策に全力で取り組むべきであると指摘をされております。具体的には、事故が起きた部位につきましては、平成十五年の制度改正によりまして、それまで事業者の自主点検にゆだねられていたものを、法律上の義務である定期事業者検査の対象としていたところでございますけれども、昨年末にこの対象の明

確化を図るための省令改正を行いました。また、本年二月におきましては、配管の肉厚管理の方法を詳細に定めた通達を发出しております。

さらに、保安院といたしましては、これら事業者の自律的な保守管理、品質保証活動の徹底を図るために、新しい安全規制の考え方というものが継続的に、安全規制を継続的に改善すると同時に、事業者における再発防止策の実行というものをきちんとフォローアップしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○加納時男君 ありがとうございます。報告書の要点が今で非常に分かりやすく説明されたと思います。

今伺っております、要するに直接の原因は、既に我々の委員会でも議論されましたエロージョン・コロージョンによる減肉破断であると。だけれども、その背景として企業の側にも大きな、もちろん企業には大きな責任がある。それは外注管理であるとか品質保証であるけれども、更に重要なこと、今回の指摘で、今のお話で重要だったと思うのは、配管の技術基準不適合の状態が続いていた、あるいは常態化していたといいますが、普通の状態になつていったところと言わば安全文化の劣化があるというのが私は非常に強い指摘だと思っております。

国の責任についても今触れられました。私の記憶では、たしか一九八六年だったと思いますが、アメリカのサリー原子力発電所で全く同じような二次系配管の破損事故があり、これを教訓としてアメリカでは対策を講じたわけでありますが、日本では企業の自主点検にゆだねていたと、言葉は悪いんですけども、ゆだねていたところ、国としての私は一つの責任であったのだというようなことがこの報告にあるのではないかと思っております。

そういったことから、今、松永院長が言われた国としての肉厚管理の指針であるとか、あるいは省令の改正、保守管理、品質保証の徹底を図って

いくという方向は私は間違っていないと思っております。関西電力の社長のコミットメントと五つの基本行動も、私は、そこに述べられていること、三菱重工の所信も述べられていることは私は評価したいと思っております。しかし、文書を書いたらばいいんじゃないかと、これをいかに実行するかが大事であると思っております。

こういったことを踏まえまして中川大臣に伺いたいと思っておりますけれども、昨日のこの最終報告書に対して中川大臣の所感をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。今の加納委員の御質問につきましての詳細については、今、保安院長から報告したとおりでございますが、改めて、十一人、うち五名の方の尊い人命が失われたこの事故につきまして、監督責任者として心からお悔やみをお見舞い、そしておわびを申し上げなければならぬというふうに思っております。

十回にわたる事故調査委員会を開いていたので、昨日、調査委員長から私に對しましてこの最終報告書というものをいただきました。厳密に受け止めていただいているわけでございますが、その場でも申し上げましたように、この報告書に基づいてきちと実績を上げるといいますよ、か、やるべきことをやることによって二度とこういう事故を起こさないということが最終的な目標でございます。

したがって、関西電力あるいはまた三菱重工、そして経済産業省、原子力安全・保安院、我々も大いに反省をしなければいけないわけでございます。今、院長から申し上げたように、我が省としても制度の変更といましようか強化をしたところがございます。そしてまた、御地元の皆様方にもきちと御説明をし、御理解をいただかなければいけないということで、この後、保安院長には福井県美浜に派遣させまして、事情を説明しなければいけないというふうに思っており、行くことになってございます。

いずれにいたしましても、当委員会でも何度も御指摘をいただいたことも踏まえまして、関西電力、三菱重工、その他関係者、特に経営者から従業員に至るまできちと真摯に重大に受け止めて、二度とこういうことを起こさないように全力を挙げるよう強く要求をし、また引き続き、強く厳しく監視をしていかなければならないと思っております。我々もまた改めて安全行政に全力を尽くすことをお誓いをしたところでございます。

以上でございます。

○加納時男君 ありがとうございます。

それでは、これからどのように進めていくのか、当委員会としてもしっかりと見守ってまいりたいと思っております。大臣の今の御決意を是非実行していただきたく、よろしく願いたいと思っております。

本題のアルコル法に入りたいと思っております。

日本アルコル産業株式会社法案でございますが、初めに大臣に、続けてで申し訳ございませんが、お伺いいたします。

今回、この法案を提出する意義、そのねらいです。これについて大臣からお願いいたしたいと思っております。

○国務大臣(中川昭一君) 言うまでもなく、この工業用アルコルというものは、三公社五現業と言われていた専売事業であったわけでございますけれども、八二年にこの製造部門をNEDO、いわゆる独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、以下NEDOと申し上げますけれども、に移管をいたしました。引き続き専売制度が残っているという事情が続いております。そういう中で、度重なる閣議決定その他で専売から民営化への必要性というものを求められていたところでございますけれども、この工業用アルコルというのは、飲食、医薬、化学品等、国民に不可欠な基礎的物資でございます。これを安定的かつ合理的に管理をし、そしてまた経済活動の中で、あるいは国民生活の中で利用をしていただきたいということで、この法案につきまして主な内容は先日御説明申し上げましたが、NEDOのアル

コール部門を取りあえず特殊会社として民営化をすること、そしてまた一定の期間内に早急に普通の民間会社にしていくこと、そしてまたアルコールの一手購入・販売制度は廃止することを御審議をいただくことが趣旨でございます。

しかしまた、諸外国と同じように、この管理につきましても、工業用といわゆる飲むアルコールとの区別はきちっとしていかなければいけませんので、その管理等については引き続き国の方でやっていくというのを一方で置きながら、しかし現業部門、あるいはまた物資としての製造、流通、販売、そしてその使用については自由化をしていくという方向の一連の長い行革、昭和五十七年以降の行革の流れの集大成として位置付けてこの法案を提出をさせていただいたわけでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。

今の大臣のお話の中で、旧三公社五現業というお話がありました。これを、民でやれるものは民で、民でやるべきものは民で、私は全部やるのがいいとは思っておりません、造幣だとか印刷の中で民でやるのは不適当なものもありますので、民でやれるものは民でやるという基本方針の下に、大臣がおっしゃるとおり、逐次民営化されてきて、アルコール部門については政府直轄からNEDOに移ったのが、製造部門の移管が、大臣おっしゃったとおり、昭和五十七年なんでございます。

これは政府委員の方に伺いたいと思いますが、それ以来、平成十三年まで専売制度が続いたわけですね。これ、昭和、平成というのはいくつと年度は数えにくいんですけども、数えてみましたら十九年間、約二十年も掛かったというのはどうもちょっと長いんじゃないだろうか。もつと端的に言えば、この部門の民営化が非常に遅れたと思うんですけども、それはなぜでしょうか、伺いたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) おはようございます。ただいま大臣から御答弁申し上げましたよう

に、工業用アルコールの性質からいまして、国民生活や経済産業に非常に不可欠な基礎的な物資でございます。したがって、昭和十二年のアルコール専売法の制定以来四十五年にわたりましてその安定供給あるいはまた質の確保について国が努力してきた、こういうのが昭和五十七年でございます。

昭和五十七年に確かに五現業が外れて、国が造るというところは取りあえずやめたわけでございます。NEDOに移管したわけでございますが、問題は、それから長いじゃないかという問題がございます。

しかし現実には、NEDOに移管後、NEDOによるところの製造等に関しては非常に効率的、また合理化が進んでおりまして、この点での評価がございました。また一方では、いわゆるユーザーへ向けての安定供給という点からいいますと、私たちといたしましては、これらは言わば専売制を維持することによって国が一元的に流通から利用まで管理する、これが実は安定供給に有効だという御評価も市場からあるいは国民サイドから受けてきたわけでございます。

ところが、それに甘んじてたわけではないわけでございますが、ここで維持してきたところ、平成十年の三か年の規制緩和、閣議決定がございました。そして、その中で指摘をされて、平成十一年に私たちは民営化を決定したわけでございます。ただし、ユーザーサイドが数千に及ぶような小規模なユーザーもございまして、これはもう立ち所に、例えば五十七年に現業化された後に、国鉄は昭和六十二年、あるいはまた電電は昭和六十年と直ちに民営化したわけでございますけれども、我々の方は、激変を緩和するということが五か年の猶予をいただいたわけでございます。

この間に市場に信頼されるような体制を築くという努力をしてまいりまして、今回、最終的に民営化することの糸口といたしまして総仕上げを行うというのが今回の法律の根本でございます。

○加納時男君 その経過は分かりましたけれど

も。

それでは次の質問に移りますが、アルコールの製造業者はどれだけあるのかと。純民間というので私が資料で数えたところ、約十四社あると思います。NEDOと民間の製造部門のシェアの推移など、現在までのようなことで来ているんだらうかというのを伺いたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。工業用アルコールでございますけれども、糖みつあるいはサトウキビ、そういうものを原料とする発酵アルコールと、それから石油から得られるエチレンを原料とする合成アルコール、そういうものがございまして。

NEDOのアルコール部門でございますが、発酵アルコールのみを製造をしております。

平成十六年度の製造数量は十七・八万キロリットルというふうになっております。それから、民間の製造事業者は、今、加納先生おっしゃったとおり、十四社でございます。発酵アルコールと合成アルコールの双方を製造をしております。平成十六年度の製造数量はそれぞれ、発酵で二・七万キロリットル、合成で十一・三万キロリットル、これら全部合わせまして、合計で三十一・八万キロリットルになっております。

NEDOと民間の工業用アルコールの製造シェアでございますけれども、民間製造事業者のまず生産能力に余剰がございまして、そういうものを活用してほしいと、そういう要請を受けて平成八年から、オイルショックの際に原料入手が非常に難しいということで民間の製造事業者は製造委託を一時辞退をしておりましたけれども、それを平成八年にその調達を再開をいたしました。その結果、発酵アルコールの民間製造事業者のシェアが増加をしてくているという形になっております。

具体的に申し上げますと、発酵アルコールだけで見た製造のシェアは、平成八年度の一%から平成十六年度には一三%まで伸びております。合成アルコールを加えました工業用アルコール全体で見

てみましても、平成八年度の四〇%から平成十六年度の四四%に増加をしてくていると、そういう状況でございます。

○加納時男君 じゃ、次の質問に入りますけれども、NEDOのアルコール製造部門のことでございますけれども、暫定期間終了後も特殊会社、今の法案が可決されるとき上がる日本アルコール産業株式会社として存続させる理由は何でしょうか。今いろいろ御説明ありましたけれども、即民営化できないのか、できない理由を伺いたいと思います。

○大臣政務官(平田耕一君) できるだけ早く民営化をしたいということで目しておるわけでございますし、設立後二年以内に株式を売却を開始をするということとは御承知をいただいております。

ただ、J.Rなどでも、北海道、四国、九州等、現在でも特殊会社として存続をしております。理由は個々にございまして、この場合は、やはり競争市場というものが、規模的なもの、それから設立される会社の規模等も考えますと、それらの中で、制約の中で販売戦略、資金調達等、民間企業としてしっかりと事業運営を確立するためにはやはり少しく時間をいただきたいということだろうというふうに考えております。

我々経済産業省といたしまして、できるだけこれらが早く確立されますように、そしてまた民間が株式を購入する場合にしっかりと経営情報を開示をして信頼を得るべく、早期にそれが完成するように努めてまいりたいというふうに思っております。

○加納時男君 抽象的には何となく分かりますが、具体的にいま一つぴんとこないところがあるんですけども、一言で言うのと、何でしょうかね、ソフトウェアングをしたいということでしょうか。

○大臣政務官(平田耕一君) 御指摘のとおりでございます。できるだけ早く確立をしたいというふうに考えておるところでございます。正に、ソ

フトランディングと表現をしていただくならば、それも適切であろうかというふうに考えております。

○加納時男君 次に伺いますが、日本アルコール産業株式会社が完全民営化するまでの間、アルコールを、工業用アルコールを製造するわけでありませうけれども、この製造を継続するのは民業圧迫にならないかどうか。民間とはイコールフットイングで競争してもらいたいと思うんですが、何分これは特殊会社でありますから、特殊会社がイコールフットイングをしないで事業を継続していくということは、私は民間に対してはいささか危惧を持つものでありますが、この辺りはどうでしょうか。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。新会社が行います工業用アルコールの製造でございますけれども、ほかの民間事業者と同様に、特別な税制上の優遇措置だとか国からの予算措置といったものは講じないことになっております。

それから、新しい会社は、アルコール事業法上、これまでの一手購入あるいは販売というような独占的な地位はなくなりまして、ほかの民間事業者と同様に、許可事業者の一つとして扱われることとなります。

更に申しますと、工業用アルコールの国内事業者の状況を見ましても、先ほども申し上げましたが、暫定措置期間中における民間の製造数量は増えてきておりますし、それから販売事業者なども増加するというところで、競争環境は整備されつつあるというふうに思っております。民間の新たな参入あるいは既存の事業者の事業の拡大を阻むと、そういうような要因もございません。

そういうことでございますので、新会社はほかの民間事業者と比べて特に優越的な地位を有するものでもなくて、民間事業者と同じ競争条件の下でアルコール製造事業を運営するということになりまして、御指摘のような民業の圧迫というような懸念はないのではないかというふうに思っております。

○加納時男君 今の石毛さんのお答えの中で民間が増えてきたところがありましたが、民間が増えてきたというのは、実はお酒と工業用アルコールと分けますと、お酒向けが日本酒離れというのでもあって若干減ってきたというのでもあって設備がかなり余剰が出てきた、それを生かして工業用部門に進出したということもあったと思うし、またそのように誘導したという行政は私は間違っていないと、別にいけないと言っているんじゃないで、そういうこともあったのかなということをお願いしながら聞いておりました。

一番私が懸念しておりました予算だとかあるいは税制で優遇措置をされるということになると、これはイコールフットイングにならないということでありましたが、今非常に明快な回答がありましたので、これ記録にも残りますので、私もそれはよく理解できたところであります。ありがとうございます。

そこで、民間との関係でもう一つだけ聞きたいと思いますが、日本アルコール産業株式会社は、今後、アルコールの製造・販売以外に、ほかの事業にも進出することが私は可能になると思えます。それをまず、正しいかどうか答えたいと思えます。そして、そのことは、もしイエスであるとするならば、また同じような話ですけれども、民業圧迫にならないかどうか、このところも伺いたいと思えます。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。現在、NEDOでは、完全民営化の後の経営基盤の強化に向けて、アルコールの発酵製造工程から廃液というものが発生するわけでございますけれども、それを飼料あるいは肥料、そういうものにするとする事業について、その新規事業の計画を検討しているというふうに聞いております。

この新規事業でございますけれども、今回の法案の第一条第二項にありますけれども、工業用アルコールの製造事業に支障のない範囲で、経済産業大臣の認可を得て開始をするということになります。

ております。

この事業についての民間企業との競争の関係でございますけれども、先ほどアルコール製造について申しましたものと同様、この事業についても、特段の税制上の優遇措置だとかあるいは予算措置と、そういったようなものはございせんものから、特に民間企業に対する圧迫といううなことはならないというふうに思っております。

○加納時男君 私は、このアルコールの製造ということは非常に重要なものであり、冒頭に中川大臣がおっしゃったとおり、工業用の原料として、特に化学の原料として、また製薬の原料として、いろんなものに使われる、非常に地味でありますけれども非常に重要な分野であります。

それを造るに当たり、当然のことながら、副産物が出てまいります。副産物、まあ、廃棄物と言っちゃいけません、副産物とあえて言わせてもらいますが、そのバイオプロダクツの中には、皆様の御案内のとおり、肥料になるもの、飼料になるものもあります。ただ、これを二東三文で売るんじやなくて、研究の成果を生かして付加価値を付けて市場に出していくことは私はむしろ必要なことだと思っておりますので、今、私、念のために聞いたんですけれども、製造に当たっては、十分に留意をして製造に支障のないようにすること、本来のアルコールのですね、それからまた認可があるとか、新しいことをやるにはですね、そういうことも私は大事なことでございますが、いずれにしても、この特殊会社の特権を与えずにイコールフットイングで競争させていく、そしてバイオプロダクツも市場に出していくことをむしろ支援したいと思えます。

私の質問、以上で終わります。ありがとうございます。

○平田健二君 おはようございます。民主党・新緑風会の平田健二でございます。

今朝方、ニュースを見ておりましたら、愛知万博のお弁当の件で、総理が、少し考えたらどうか

と、こういうことが新聞にも載っておりますし、テレビのニュースでもやっておりますが、中川大臣、朝早くから格調の低い話で申し訳ないんですが、総理が言ったから、じゃ万博協会何とかしましょうかというような話ではなくて、やっぱりいろんな方から苦情があれば、それは率先して検討するということをやつぱりやるべきだったんだではないかなと、総理から言われたからといううなことでやつたんだは少しいかがかなという気がするんですが、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 平田委員のおっしゃるとおりでございますが、私も、直接博覧会協会というよりも、経済産業省の中の担当に、来ていただくんだということが必要だということを常に申し上げていたところでございます。

そうしているうちに、この件は直接的には私にはございせんでしたが、総理もある閣僚懇談会の席で、世界じゅうから、特にお子さん方、おじいちゃん、おばあちゃん方が来ていたで、そして、もちろんいろいろすばらしい、各国あるいは各パビリオン、中身がございまして、各々あるいは博覧会という全体の中できちっと楽しんでいただけるように、私だけではなくて、各省大臣、最大限配慮をしろという強い指示をいただいていたところでございます。

この件は総理からの指示ということで重く受け止め、ある意味では当然といえば当然、もちろん制限しているには制限している理由が実はあったわけでございますけれども、やつぱり手作りのお弁当で家族で、お母さんが作ってお子さんが食べるというようなことというのは別の意味で私は非常に重要なことだろうというふうに思っておりますので、そういう方向で今作業を進めさせていただいておりますが、平田委員御指摘のように、我々、頭で考えてこれが合理的だろうと思つていたことが、来ていただいた方から見ると、いろんな御要望、苦情が出てきたときにはすぐに対応していかなければならないと思っております。

実際私が指示した例を一つだけ申し上げますと、世界じゅうに実はこのポスター、愛・地球博のポスターは世界じゅうの主な都市に、今い

して、市場競争力の強化あるいはまた収益性を高めるなど、経営体質の改善に懸命に努力してきたところでございます。

ら一手販売ですから、民間業者も併せて同じようにコストダウンを図ってきているんじゃないかなという気がしておるんですね。そこらはどうでしょう。

と、そういうことから、NEEDOが中期目標を達成するための基礎を築くことが本当にできたかどうかと、そういう観点に重点を置いて評価が行われていると、そういうことでA評価をいただいたところでございます。

なみに、汎用アルコールの原料等を除きます経常費等につきましては、十四年から四か年計画で、コスト半減計画というのを目標にいたしました。やってまいりました。その結果、平成十六年には具体的には三〇%のカットができるなど非常に実が上がっているところでございまして、このことによりまして、早期民営化された後の新会社が安定的に優れた製品を市場に供給できるような体制を図るように、今着々と準備が進んでいるところでございます。

〇平田健二君 これまでの、もう今お話がありましたように、経営の合理化、コストダウン、そういったことによって、民間企業と比較して競争力、収益力、これは十分だというふうにお考えでしょうか。

〇政府参考人(石毛博行君) 私ども、こういう特殊会社化した後にこの企業が十分競争していけるかどうかということについてよく見ていく必要があるということですが、何と申しますか、コンサルティング会社といいますが、そういうものがあるところに、この会社の製造原価、そういうものがどういふうちに効率化できるかと、そういう見直しを検討してもらい、なおかつ民間事業者と競争していけるかどうかというのをチェックをしてもらったわけですけれども、そのレポートによりまして、これからそういう合理化、効率化の努力を継続していけば、特殊会社になり、さらにはその後、二年たつた時点で株の売却を始めるわけですけれども、そういう中でも競争をしていけるだろうと、そういうような話をもらっております。

〇平田健二君 先ほどの質問があったんですが、その特殊会社というのはどういう形態なんですか。通告していませんが、分かたら教えてください。

委員御指摘のように、いろんな御意見、これはもう善かれと思つて言つていただいているというふうに考えておりますので、もういろんな御意見を幅広くむしろこちら側からくみ上げて、そして対応すべきところは迅速かつ広範に対応していきたいと思っております。

〇政府参考人(石毛博行君) 今、保坂副大臣から答弁申し上げましたように、製造コストについて原料費を除いて半減すると、そういう目標を立てて現在努力をしております。三〇%までのコストの引下げを既に実現をしております。先日も私も鹿島のアルコール工場を訪問させていただいたんですけれども、その製造のラインを見ますと、これは従来、国営のアルコール工場のイメージとは相当異なっております。これは民間のアルコールの製造業者と十分競争できるような準備を整えつつあるのかなと、そういう印象を持っております。

〇平田健二君 経済産業省の独立行政評価委員会、NEEDOのアルコール部門の実績についてどのように評価をしておるんでしょうか。

〇政府参考人(石毛博行君) お尋ねの、NEEDOのアルコール事業本部の取組についてどのように独立行政法人評価委員会が評価されているかということでございますけれども、平成十五年度のアルコール部門の取組を含めましてNEEDO全体の評価を行っているわけですけれども、その中で、この特殊法人から独立行政法人への移行期である

〇平田健二君 お弁当だけじゃなくて、今大臣がおっしゃられたこともそうですが、これから、始まったばかりですので、いろんな不具合とか出てくると思いますので、そういうのが出たらすぐ掛かるというようにしていただきたいなというふうに思っております。

〇平田健二君 このアルコールの現在のシステムですけれども、輸入業者、それから民間の製造業者、そしてNEEDOのアルコール製造部門で製造したり輸入したりしたものはいったんNEEDOで全部引き受けて、それから市場へ出すと、こういうことですね。そうすると、で、販売価格も一応NEEDOが決めると、まあ決めるという言い方はおかしいんですが、そうしますと、民間業者も同じようにコスト削減してきて、結局NEEDOか

〇平田健二君 先ほどの御質問の中で、なぜ特殊会社に二年間しておくんだという話がありましたね。

私の考え方が間違っておたら訂正してほしいんですが、例えば国鉄ですね、国鉄が民営化されました。JR東海、JR東日本、JR西日本は完全民営化されたんじゃないかなったでしょうか。JR

〇副大臣(保坂三蔵君) 御答弁申し上げます。ただいまお話がありましたとおり、NEEDOのアルコール部門につきましては、民営化に向けてま

〇平田健二君 先ほどの御質問の中で、なぜ特殊会社に二年間しておくんだという話がありましたね。

〇平田健二君 先ほどの御質問の中で、なぜ特殊会社に二年間しておくんだという話がありましたね。

〇平田健二君 先ほどの御質問の中で、なぜ特殊会社に二年間しておくんだという話がありましたね。

四国、J R九州それからJ R北海道・貨物、これはまだ特殊会社のままのはずですよね。

それを見てみますと、どうもやはり一本立ちできないと、まだまだ民間と伍してこれは競争できないぞと、少し保護をしておかなければ、特殊会社として、国として幾らか、何だかんだいろいろ手出しをしなきゃならぬぞと、こういう会社ではないかなと、特殊会社というのは。

そういう意味では、この二年間というのはまだまだ経営に安心感がないという部分が少し残っておるんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(中川昭一君) 私は北海道でございますので、J R北海道がいかに苦勞をしながら、しかし、いわゆる上場のめどが依然として立つほど経営状況が良くないということでございます。

じゃ、このアルコール事業、日本アルコール産業株式会社が特殊会社としてスタートをしていくと。先ほど加納先生の御質問にもありましたけれども、昭和五十七年からずっとやってきて、本当に十九年ですか、掛かってきて、そしていよいよこの法律を、法案を御成立いただきましたならば、来年からスタートをさせようということになつていくわけでありませうけれども、そこから二年間、二年程度で本当の民間会社にしていくということでございますが、短いといえば短い、あるいはまた、もっと短くできるのかと言われれば、一年では、一年間の決算だけでばつとこうできるかということで、できるだけ早くということでは、一年では無理だから二年程度ということでは、法案の条文には書いてございませぬけれども、そういう予定でやっておりますでございます。

いずれにしても、今までが専売であり、そして現在も販売と購入がもう独占的というか、独占的であつたわけでございますから、そこから、現時点でも十四社あるところと用意ドンでやっておりますことは、ある意味では大変だと思ひますし、他方、強い立場にあつたわけですから、ほかの競争会社との間で優越的な関係にあつてもいい

ないというところのそのあなばいがなかなか難しいところと、取りあへずこういう形でワンクッション置きながら、この程度でできるだけ早い期間で移行をしていきたいという、そのいろいろな要素を総合的に勘案してこういう提案をさせていただいたということでございます。

○平田健二君 平成十二年の三月に、この当委員会、専売からNEDOへ移るという法律案を審査したときに附帯決議が出ておるんですね。幾つか、四つございまして、一つは、長期的視点から積極的かつ効率的な事業運営を図るよう措置すると。幾つかございまして、私言いたいのは、職員の雇用とその労働条件、処遇の問題について、特に配慮するようにというふうな附帯決議がなされたというふうに、ここには書いてございます。

これ民間化するに当たって、特にこの職員の雇用と処遇の問題について、今までよりも更に配慮いただきたいというふうに思っておりますが、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○大臣政務官(平田耕一君) お答えを申し上げます。競争力も確保して民間企業として自立するべく努力をいたしておりますので、推移を御期待をいただきたいというふうに思ひます。

御指摘のとおり、特殊会社の場合の職員の雇用と処遇につきましては、それらが不利益とならないように十分配慮すべきと決議をなされたことは、私もその場にちようどおつたというふうに覚えておりますが、しっかりと確認をしながらやってまいりたいというふうに思っております。

これまでも工場の再編等やってきたわけですが、それでも、その都度、労働組合とも十分意見を交換をしながら配置換えや再就職につきましてもあつせん等を行つてまいつたわけでございますので、当省といたしましては、移行に際して、特殊会社になりまして引き続き、御指摘の雇用あるいは職員の処遇等、不満、不利益の生じないようにつかりと要請をして指導してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたい

と思ひます。

○平田健二君 平田さん、どうぞよろしくお願ひします。

今朝のこれまた新聞ですが、産業再生機構にやられておりますダイエーの新しい会長候補というのが決まつたらしいという報道がされておりましたけれども、女性の大変有能な方だというふう

今朝の新聞では報道されておりました。

この日本アルコール産業株式会社の新しい役員体制、社長以下でしようけれども、どういう体制が最善だと大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほども申し上げましたように、元々専売というある意味では公務員的な体系から、公務員というか、公的な完全な国有、国営会社から完全な民営会社に移行する大事な時期の社長さんでございますので、スケジュー

めといましようか、もう全く前提なしで、そういう会社の使命、事業そのものには公益性、公的な重要性が高いと同時に、ある意味では競争の中で頑張つていけるように、しかも移行していくという非常に難しい幾つかの使命を十分果たせるようになふさわしい人というところで、どんな人でもいいからふさわしい人をお考えたい。今は全く、もちろんだれだれということはお考えおりませんで、もうあらゆるところから最適の人材を選んで、そして職務に全うしていただきたいと考えております。

○平田健二君 附則の第二条に、「政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、」云々とござい

のか、完全に民営化するのか。それから、早期に、できる限り早期に民営化するために、こういうふうになつておりますし、また、大臣の提案理由の説明の中にもそのことが特に述べられておりますので、どういう状況になつたときに、あるいはどの時期に売却するのか、このことについてお尋ねしたいと思ひます。

○大臣政務官(平田耕一君) 優秀な会社の株は早く売れる、早く売りやすいと、こういうことでありましようが、この勘案しというのを、一つ、新会社の事業計画の認可、二つ目に毎事業年度の財務諸表の受理、三番目に新規事業あるいは長期資金の調達等の認可等を通じて、新会社の事業運営の状況を正確に把握をしまして、必要に応じた監督を行う、その上で市場を見ながら完全売却を目指す、こういうことでございますが、多分に株式市況の流れもあらうかと思ひますけれども、先ほどから御議論をいただいておりますように、この会社の実績というのにある程度の見通し、計画を立てて、計画をし法案も提出をいたしておりますので、是非それは御信頼をいただき、経過をお見守りをいただきた。その前提として、この施行の状況を勘案というのが、申しました三点でしっかりと会社を監督していくと、こういうことであらうかと思ひますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○平田健二君 この二年以内というのが具体的に示されておるわけですが、このことはどういうことなんでしょうか。今、ちよつと具体的な数字がなかったのですから。政府は二年以内に保有する株式を売却し、売却を開始し、できる限り早期にと、こういうことですが、二年以内という。

○大臣政務官(平田耕一君) 通常、株式を民間に売却するということにつきましては、普通、二年でも非常に短期であらうかなというふうに思ひます。従来ですと、大体三年を掛けて株式の公開に向けての準備をするというのが民間の一般的な期間でありますけれども、二年以内に売却を開始す

るといふのは、かなり早期に準備ができていくというふうには御理解いただきたいというふうに思っています。

○平田健二君 第一条第二項で、特殊会社はアルコール製造以外にも事業をすると、こういうふうな書かれておりますけれども、どういふ事業をやるんでしょか。

○政府参考人(石毛博行君) お尋ねの点でございますけれども、NEDOにおきましては、現在、新しい会社の経営基盤の強化に向けて、アルコール製造以外のことに新しい事業として計画を検討しております。具体的には、アルコールの発酵製造工程から廃液というのが発生するわけでございますけれども、それを使って飼料あるいは肥料、そういうものを作ると、そういう事業化を検討しているというふう聞いております。

平田先生御指摘のとおり、特殊会社のこの法律の二条二項で、そういう事業を行うということについて書かれているわけでございますけれども、この事業につきましては、あくまでも工業用アルコールの製造事業に支障のない範囲で行うということで、これは経済産業大臣の認可を得て開始をするということになっております。

○平田健二君 具体的な案というのはございますか。

○政府参考人(石毛博行君) ただいま申し上げましたとおり、具体的な案としては、その製造工程から出てくる廃液の飼料あるいは肥料化ということでございますけれども、今、正にNEDOの中で検討しておりますので、今ここで数量的にどうだということをちょっと申し上げかねますけれども、今そういう特殊会社化されて事業、アルコール製造事業を進めると併せてそういうことが行えるように、今精力的に準備をしているというふう聞いております。

○平田健二君 これ純然たる民間会社になれば、飲料用、お酒ですね、これも造ることはできるんでしょか。

○政府参考人(石毛博行君) 飲料用のアルコール

についてでございますけれども、これについても、当然でございますけれども、この法律の二条二項の規定を受けます。工業用アルコールの製造事業に支障のない範囲で経済産業大臣の認可を得て行うこととなります。ただ、酒類の製造・販売につきましても、特殊会社の新規事業の要件を満たすことは当然でございますけれども、それに併せて、これは税務署による審査になるわけですが、それを別途取得すると、そういうことが必要になってまいります。

○平田健二君 アルコール造るわけですから、特にしようちゅうなんか造ったらどうですか。おいしいしようちゅうができるんじゃないでしょうか。是非ひとつおいしいお酒を造れるように財務省にも働き掛けていただいて、是非おいしいお酒を造ってください。日本アルコール産業株式会社製のしようちゅうを飲みたいものと思っております。

次に、品質管理のことについてお尋ねをいたします。

これNEDOにお聞きしたいんですが、アルコールというのは非常に品質管理がうるさいものだといふふうに聞いておりますけれども、現在の品質管理体制について簡単に御説明いただきたいと思っております。

○参考人(光川寛君) NEDOの製造いたしますアルコールは、その七割、八割程度が食品関係に使われております。そういう観点から、食の安心、安全の観点ということが非常に大事で、品質管理は極めて重要な業務の一つになっております。このような状況から、アルコールの原料を調達する段階から最終製品を出荷する段階までの各工程で厳重な品質管理を行っておるところでございます。

具体的には、原料につきましては、海外の出荷地、原料を出す場所において品質検査を行っております。また、造っている工場におきましては、原料の受け入れるとき、それから製造プロセスの

中、さらには最終的には製品の出荷の段階で品質検査を行っております。それで、保管庫におきましても、民間からの調達アルコールも含めて品質検査を行っているという体制でございます。

品質管理に当たっての具体的な内容は、確認の頻度、頻度がどの程度か、それから分析項目は何か、それから責任者、可否を判定した者、判定基準、不合格時の措置などについて明文化した手法によりまして行っておるところでございます。

品質管理コストにつきましては、ただいま申し上げた管理手法にのっとって必要最小限の人員と費用で対応しておるつもりでございますが、アルコールの製造そのもの、工程管理と品質管理が一体的であるということから、品質管理だけのコストだけをばじくというのは非常に困難な状況になっております。

大体こんな状況でございます。

○平田健二君 これはNEDOの、現在のNEDOの品質管理のいわゆる検査体制でございども、これは、輸入したもので、それから民間の製造業者が造ったもの、もちろんNEDOのアルコール製造部門が造ったもの、全部同じような形で品質管理をやっておるわけですか。

○参考人(光川寛君) すべて同じ基準でNEDOの職員がやっております。

○平田健二君 民営化されましたらこの部分はどこがやるんでしょか。

○政府参考人(石毛博行君) 今の質問でございますけれども、NEDOが現在行っております、それぞれ、NEDOが購入したもののについてのチェックだとかそういうものは、それぞれ生産者の段階あるいは販売者の段階、それぞれでチェックをしていくという形になります。NEDOはNEDOで、現在自ら造っているものについては、今、NEDOの光川副理事長がお答えになったように……(発言する者あり)はい。

特殊会社になった場合においても、NEDOは、ああ失礼、特殊会社の製造したアルコールについては特殊会社の方でチェックをすると、それ

から、それぞれの製造事業者の造ったアルコールについては、それぞれの製造事業者が自らチェックをしていくことが基本になってまいります。

○平田健二君 そうすると、現在は民間業者も輸入業者もNEDOのアルコール製造部門もすべてNEDOがこういう品質検査をしておるわけですね。これ二年後に、ですから十八年の四月に民間会社になったとして、二年間、二年間だから平成二十年以降ですか、については、これはどこがやるんですか、このこういう検査は。

○政府参考人(石毛博行君) 検査自体はだれがやるか、実行するかという点と、それから検査の基本、基準ですね、物差し、それはどういふふうにしてつくるのかと、恐らく二つあるかと思えます。

検査そのものは、それぞれの製造事業者、販売事業者が行って販売、製造していくことになるわけでございますけれども、その物差しそのものにつきましては、現在、特殊会社化した後の状況を想定をいたしまして、官民で検討会をつくりまして、ユーザー、たくさんユーザー入っていただきまして、それから製造者、それから販売業者、それから私どもも入りまして、どういふ物差しに、どういふ基準にするのかというのを検討しておりますけれども、その中でももちろん、今、光川副理事長がお答えしましたように、NEDOの規格というのが非常に、何といいますか、確立したものであると、今、それを念頭に置いて、今、具体化をしようということでその検討会で作業をしているという状況でございます。

○平田健二君 ちょっと分かったような分からないような感じだったんですけども、いずれにしても、この品質管理体制というのはいずれに求められると思うんですね。これ、聞きましたところ、相当そのコストも掛かっておるようなんです、民営化、完全に民営化されたときの体制ですね、これも少し、また後ほど聞かせていただければというふうに思っていますが――ああ、今で

もいいですよ。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。

今私申し上げたのは、物差しの部分だけ申し上げたわけですが、当然でございますが、工業用アルコールは食品だとあるいは医薬品だとあるいは、そういうところに使われることが多いわけですから、そういう分野におきましては、食品衛生法だとかあるいは薬事法だとか、そういう、そういう用途の、その部分での固有の規制がございます。当然、そういったようなものは製造業者あるいは販売業者、そういうものはきちっと守っていくことが期待されるわけでございますので、そういう別途の規制がございます。

仮に、製造事業者、販売事業者がそういう規制に反するというようなことが仮に起こった場合、これはアルコール事業法におきまして、そういう、何といいますが、そういう法律で違反があつて禁錮刑以上の罰則が科されると、そういう事態になりましたら、アルコール事業法上の許可の取消しというようなことが行われることになりま

具体的には、そういう事業者に業務停止命令を掛けるだとか、あるいは許可の取消しを行うというようなことで、何といえますか、そういう法律上の担保もその、何といえますか、基礎にはあるということでございます。

○平田健二君 この工業用のアルコールについて、安定した供給といいますが、このことについては心配ございませんか。

○大臣政務官(平田耕一君) 大変重要なことでございまして、需要も着実に伸びておるわけでございまして、製造事業者も増加をしておりますし、製造能力といたしますとこれはまだまだ余力がございます。なおかつ、その供給ルートである販売業者もかなりこれは増加をいたしておりますので、暫定期間終了いたしましても安定供給には全く支障はないというふうに今考えておるところでございますし、製造の原料調達、原料でございますし、

いますけれども、これは特殊会社の、なりますところの原料調達に限られるわけでございますけれども、ほぼ粗留アルコールでございますが、それにつきましては海外原料の事情調査もし、かつ調達先の分散、十か国以上にわたっていると思ひます、かつ入札制度も取っております、安定的に原料調達ができるように構築をいたしております。

したが、いまして、この重要な安定供給という点では全く懸念がないというふうに申し上げても過言ではないんかなというふうに推察をいたしております。

○平田健二君 このアルコール専売については、専売、いわゆる国の管理から、それからNEDCOに行つて、そして特殊会社になつて、今度はその先には民間に行くと。やはり、働いている方々の雇用だとか、それから労働条件、これはやっぱり一番働いている人たちは気になるところですので、十分ひとつ配慮をしていただいて、そういった不安のないように是非お願いしておきたいと思っています。

若干本題とはそれますが、せっかくの機会ですので、アルコール燃料についてのお考えをお聞きしたいと思います。

一昨年、高濃度アルコール含有燃料の安全性の問題で品確法が改正をされました。いわゆるガイアが出てきて、ガイアって、商品名が、それで相当数アルコールが混入されているということでしょう。いろいろと問題を惹起したというふうに記憶をしておりますが、そのことを含めて品確法が改正されたわけですけれども、ガソリンへのアルコール含有量の上限を三％にこの法律ではしました。

改正後のアルコール含有燃料の販売量はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人小平信因君　販売実績でございませうけれども、現在までのところ、いわゆるE3、三％をガソリンに混合いたしましたものを不特定多数の一般の消費者に販売をしている事例について

ではございません。したがって、販売実績はないということです。

○平田健二君 環境省にお尋ねをいたします。

バイオエタノール含有燃料の利用についてのどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(小島敏郎君) バイオエタノールなどのバイオマス、いわゆる植物起源の燃料の使用は、何でも燃やせば二酸化炭素は出るわけですが、これも、これはまた植物が炭酸同化作用でそれを固定化するということで、大気の中と植物の間で循環が起きますので、大気中の二酸化炭素濃度を増加させないということで、地球温暖化対策としては非常に有効なことだと思っております。特にバイオエタノール三%の混合ガソリンを使いますと、これは、既存のガソリン自動車でもこれは支障なく使えるということで、自動車の買換えななく、燃料側をE3とすることで自動車からの二酸化炭素を削減することができるということで、非常に有効な対策だと思っております。

ただ我が国ではこれまでバイオエタノール燃料が自動車燃料として使用されている実績がございりませんので、本格的な利用は初めての試みとなります。したがって、普及に向けての実証事業を今やうっているところでございます。具体的には、沖縄の宮古島でサトウキビを作る、砂糖をつくるプロセスで副産物である糖みつからバイオエタノールを造って、E3燃料を造って、その島の島中で利用すると、こういう実証事業をしておりまして、ガソリンスタンドで、流通過程での水分混入の防止をすると、こういう課題で大阪府で公用

車で先行利用するというような実証事業をしております。こういう実証事業を進めまして、E3だけでなく、これを含めたバイオエタノールの燃料としての普及に向けて関係省庁と連携をして努力をしてまいりたいと思っております。

○平田健二君　これ、ちょっと通告してなかったんですが、分かったら教えてください。

エコステーション事業というのがございました

ね、経産省推進した。たしか当初は二〇〇〇年度で全国に二千か所ステーションをつくると、こういう触れ込みでエコステーション事業というのが展開をされてきたと思うのですが、これについて分かっておれば、実績がですね、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(小平信因君) お答え申し上げます。

エコステーションの設置状況でございますけれども、昨年三月末、十六年三月末で、合計いたしまして三百十か所でございます。その内訳を申し上げますと、天然ガススタンドが一番多いございまして二百二十二か所、そのほかに充電スタンド、メタノールスタンド等がございます。

○平田健二君　そうすると、当初の計画よりも相
当遅れておるといふふうに判断してよろしいです
か。

○政府参考人(小平信因君) 御指摘のとおりでございます。基本的には、自動車の燃料につきまして天然ガス等のクリーンな燃料を供給する、そのためには供給インフラが必要でございますので、そのためにエコステーションということで推進をしましておりますけれども、当初の目標に比べますとかなり今は低いということは事実でございます。

○平田健二君　そこで経産省にお尋ねいたしますが、ガソリンは平成十六年で六千百万キロリットル使われておるわけです。この三％、三％混入すると、含有させるとしますと百八十万キロリットルのアルコールということになるわけです。この部分にバイオエタノールを利用すれば、環境省のおっしゃるような排ガス削減だとかこういったものに、目標に向けて相当大きく前進すると思うんですけれども、このE3利用、いわゆる三％エタノールを含有した燃料利用が進んでないと、そういったことがですね。これは原因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○副大臣（保坂三蔵君）　今、平田先生が御議論いただきましたように、バイオマス由来の燃料は京

都議定書にも実効的な効果を及ぼす、
このように考えております。はっきり言えばC
O₂フリーと、こういうふうな製品でございま
すけれども、問題は、エコステーションなどの問題
もございまして、現実的には、一つは供給が安定
的にならないという不安でございまして。輸入を
するということが一つでございまして。それからもう
一つは、ガソリン価格に比べて高いんですね。そ
ういう点が例えば石炭の液化と同じような状況が
ございまして、この辺りが技術的にどう解消され
ていくか、あるいはまた価格的に解消されていく
か、こういう問題点があると思っております。

しかし、経済産業省といたしましては、先ほど
沖繩の例もありましたように、地産地消的な補完
をすることによってこれを拡充することができ
るとか、あるいはまた、現実的に混入の導入につ
きましての検討を進める方向でございまして、京都
議定書等を踏まえた上で、また省エネを踏ま
えた上で大きな効果がある対象だと考えておる
ところでございます。

○平田健二君 先ほどお尋ねしましたエコステ
ーション事業も計画どおり進んでない、というより
もむしろ計画どおりやっておるのかなという疑問
がわきますし、今、京都議定書をめぐって国内
で、一九九〇年マイナス六%ですけれども、今日
現在、それ更にプラス六%ですか、十数%減らさ
なきゃならぬというところがもう目前に迫っ
ておるわけですね。やはり私は、このエコステ
ーション事業も、自動車の燃料にアルコールを混入
するといつて、CO₂ですか、いやいや、CO₂
じゃなくて、プラス・マイナス・ゼロになるん
ですか……。

○副大臣(保坂三蔵君) ゼロです。

○平田健二君 そういったことをやるということ
でもっとやっぱり経済産業省、積極的にこうい
ったことを進めていくべきだという、いくべきだ
という言い方はおかしいですが、いく必要がある
ではないかなというふうに思っておるんです。是
非、これから更にもっと積極的にやっていただ

たらいいなというふうに思っております。

そこで、最後、もう時間が参りましたのでお聞
きしますが、日本の自動車メーカー、自動車の先
輩がいっぱいあるので余り要らぬこと言うたらい
かぬですが、日本の自動車メーカーもアメリカや
ラブラジル向けの自動車を生産をしております
で、アルコール含有量、アルコールを混入した燃
料を使って車を走らせる、そういう車を日本はつ
くって輸出しておるわけですよ。そうなんです
ですから、そういったことをやっておるわけだ
から、日本の国内向けに、それなりに、ガソリン
にアルコールを混入した車を日本で使用できると
いうふうに、是非積極的にやるべきだというふう
に思いますが、もちろん混入させる施設だとかそ
ういう設備に相当金が掛かることも分かります
けれども、これはむしろそんなことを早くやった
方が環境のためにいいと思いますが、いかがでし
ょう。

○政府参考人(小平信因君) 私どもも、バイオエ
タノールあるいはバイオ燃料の普及に積極的に取
り組んでおるわけでございますけれども、一つ
は、ブラジルあるいはアメリカで大変普及が進
んでおりますけれども、日本の場合の問題は、エタ
ノールを混入いたしますとNO_xが増えるという
環境上の問題がございまして、ブラジルは聞くと
ころによりましてNO_xの規制が全くなされてい
ますので、日本は非常に人口稠密な国でございま
すので、様々な環境に配慮しながら進める必要
があるわけでございますけれども、いずれにいた
しても、私どももいたしましては、例えば、E3の
ほかに、流通過程で湿気とか水と接触しても問題
を生じないと考えられておりますETBEという
添加剤がございまして、これもエタノールから造
られるわけでございます。大変燃費の向上等、環
境あるいはCO₂の関係でも京都議定書上、再
生可能エネルギーというふうな扱われますので、
そこら辺の活用も含めまして積極的に取り組ん
でまいりたいというふうに考えております。

○平田健二君 終わります。ありがとうございます。

した。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。
時間も限られておりますので、早速、日本アル
コール産業株式会社法の質疑に入らせていただき
たいと思っておりますけれども、この法案は、平成十
一年、閣議決定されました中央省庁等改革基本法に
基づく国の行政組織の減量、効率化に係る基本計
画を実施するためのものであります。すなわち、
従来、新エネルギー・産業技術総合開発機構、い
わゆるNEDOが行ってきた工業用アルコールの
製造部門のすべてを引き継ぐ特殊会社、暫定的な
特殊会社を設立するとともに、同機構が行ってこ
られました一手購入・販売という、そういう制度
を廃止し、民営化の総仕上げをしようと、という
ものと理解しております。

そこで、まずこのNEDOの製造部門を引き継
ぐ特殊会社の在り方について質問させていただきます
ますが、今般の株式会社化につきましては、平成
十一年に閣議決定されました基本計画のスケ
ジュールどおりであると、誠に立派だと思ってい
るわけでございますが、心配なのは、果たして
この民営化された会社が市場競争に勝ち進んでい
けるかどうかという点でございます。

そこで、最初に大臣にお聞きいたしますけれど
も、本法案により特殊会社に引き継ぐNEDOの
アルコール製造部門は、アルコール専売の廃止以
降、先ほど同僚議員の関連質問もございました
が、民営化に向けてどのように準備をしてきたの
かと。また、今後、全社一丸となって競争してい
くことが重要と思っておりますけれども、現在N
EDOのアルコールの製造部門で働く人たちは今
回の株式会社化に賛成をしておられるのかにつ
いてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今回の特殊会社、そし
て、できるだけ早く一般の民間事業会社に移行し
ていくという流れというのは、先ほども申し上げ
ましたので重複は避けさせていただきますけれど
も、昭和十二年にアルコール専売制度がスタート
して以降、五十七年にいわゆる行革の中でこのア

ルコール専売をNEDOに移し、あるいはまたい
ろいろと民営化努力をし、今御指摘のように、平
成十三年から専売の廃止と事業法の施行というも
のがスタートをしたわけでございまして、そうい
う流れの中で、完全民営化に向けての大事な一歩
であるところ、集大成に向けての最後の準備段階に
来たという位置付けでございます。

二点目の、この事業本部の、この事業に関連し
ている職員の皆さんがどう思っているかというこ
とにつきましては、工場をいろいろ再編したり、
また新設をしたりして、七工場から四工場へ集約
をいたしましたけれども、平成十二年度末の職員
数を三百二十一名から平成十五年度末には二百三
十四名に削減をし、また平成十五年十月から職員
の給与を一律一割引下げを実行しております。

職員の皆さんには大変な御苦労をお掛けしてい
ることはこの数字で事実というふうに思っており
ますけれども、労使一体となつて、新会社の中
で、ある意味では競争の中で勝ち抜いて、そして
また、国民的な貴重な財産であるこの工業用アル
コールを安定的かつ適切なマーケットルの中
で供給できるように今努力をしているというふう
に聞いております。

○浜田昌良君 是非、労使一体となつて引き続
きこの民営化を進めていただきたいと思いが、
特に今回、この民営化をスタートするに当たり
まして、無駄のないスリムな形で民営化をスタート
するということが重要と思っております。

そこで、経済産業省にお聞きいたしますが、N
EDOのアルコール部門は、工業用アルコールの
製造だけではなくて、全アルコールの一手購入・
販売といった流通・保管業務を行っておられま
す。今回設立させる特殊会社においては、このよ
うな今回廃止となる業務は引き継がないスリムな
形で株式会社化されると理解していいんでしょ
うか。

○大臣政務官(平田耕一君) そのとおりでござ
います。
大変重要な御指摘で、スリムでなければなら

か競争力は生まれないと、こういうことだと思いが、アルコールの製造に関する事業及び附帯する事業ということで、これを目的とした会社と、こういうことでございますので、したがって、この暫定措置期間中に一手購入・販売は廃止をいたします。で、新会社としてはそれを引き継がずに、自身のアルコール製造とその販売のみ開始すると、こういうことでございます。

○浜田昌良君 是非、法的にも廃止いたします一手購入・販売制度に関する部門の残骸を引き継いだりして将来の重荷とならないようにお願いしたいと思っております。

次に、株式の民間売却のスケジュールに関する質問に移りたいと思いますが、まず基本的な方向といたしまして、特殊会社となった後においても、二年以内に迫る株式売却を前提としての今後更なる合理化の徹底を行うことが重要と考えますが、この点についてお考えをお聞きたいと思っております。

○副大臣(保坂三蔵君) 先ほど大臣から御答弁を申し上げましたように、今日まで激しい合理化や効率化につきまして労使一体となって頑張ってきたが、また、向後、株式の放出に関する二年のめどに関しまして一層努力をしていかなくちやいけない、このような努力を、考えております。そして、安全、安心、安価な製品を供給することによって顧客を含めた市場の信頼性を獲得する、これは実際には新会社の生き残り策でもあるわけでございます。必死な思いで努力をしてまいりたいと思っております。

○浜田昌良君 今、保坂副大臣からの御答弁で、二年をめどとして株式の売却という話もございましたが、この法律の条文上は、附則で、できるだけ早期に売却を行うと、こういう表現になっております。私自身は、このスケジュールについては、平成十一年の閣議決定に基づき、設立後二年以内に株式の売却を開始するというのが重要と思っておりますが、なぜ法律の文言上、この二年以内という文言は明記されていないんでしょうか、これについてお聞きたいと思っております。

○副大臣(保坂三蔵君) 先ほど平田委員からお話ございましたように、閣議決定では二年以内と、こうなっておりますが、現実的には二年以内に株式の売却を始めるわけでございますが、これは現実的には、御案内のとおり経済行為でございます。市場動向を十二分に勘案しなければ株式の放出はできないわけでございます。ですから、この二年間が勝負というところで、懸命に売却できるような体制を一層組んでいくということによって市場の評価に堪える、そういう状況から株式の放出をするということで、現実的には二年以内の株式売却ということで、閣議の趣旨を十分勘案していくということを考えております。

○浜田昌良君 今の御答弁で、株式売却は市場行為でありまして、なかなか法律上は明記しにくいという話でございましたが、やはりこの行政改革の基本的な考え方はスケジュールどおり進めるというのが重要と考えておりますので、是非、この委員会の附帯決議等で明確にそのスケジュールを、二年以内というのを明確にしていくのが重要と考えております。

そして次に、質問ですが、この二年以内の株式売却を前提といたしました特殊会社の資本金及び株式数についてどのように考えていくのか、その基本的な考え方についてお聞きたいと思っております。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。新会社の資本金、株式数等でございますけれども、いまだ、お話しございましたように、新会社は二年以内に民間への株式売却を開始して、できる限り早期に完全売却を図ると。それから、新会社の有する資産でございますけれども、株式の売却益の国庫納付を通じて最終的に国民へ還元されると、そういうことでございますので、慎重に検討していかねばいけないものというふうにお尋ねの資本金、株数などでございますけれども、

も、通常の株式会社と同様に、新しい会社の定款において定めることに、その資本金、株数についてはなるわけでございますけれども、定款は、この法案が成立した後、経済産業大臣が任命する設立委員の方が策定をして、経済産業大臣が認可すると、そういうことになっております。したがって、現時点において具体的な資本金の額などは決まっております。

ただ、当省としましては、資本金あるいは株価の裏付けとなる新会社の資産について、新会社設立前に時価評価を行うなどして、その早期の民営化に向けて万全を期してまいりたいというふうな考えでございます。

○浜田昌良君 以上、特殊会社の在り方について質問してまいりましたが、次に、従来国による管理がなされてきた工業用アルコールの流通の在り方について少しお聞きたいと思っております。

工業用アルコールは酒税相当を課税しなければならぬという、酒類原料と成分としては全く同じという、そういう特殊事情がありますので平成十三年以前は専売制がしかれておりました、それ以降もNEDOによる一手購入・販売というのが導入されてきたわけでございます。

このアルコール事業法の制定時の資料によりますと、この大臣認可による一手購入・販売制度は以下のように説明されております。つまり、専売制の廃止に伴い、一挙にアルコール市場の自由化が図られた場合、民間の流通網が未整備により、遠隔地や中小零細ユーザーを中心に、流通面、価格面で悪影響が生じることが懸念されることから、激変緩和措置として導入されたと、このように説明されております。現在でも、みそ、しょうゆなど食用用途、さらには化粧品用途など、アルコールの需要家には中小企業が多く存在すると聞いておりますけれども。

そこで質問いたしますが、現在までの大臣認可価格による一手購入・販売制度の廃止により価格はどうなるか、今度、大臣認可じゃありませんので、自由価格になりますのか、どう見ておられるのか。さらに、遠隔地や中小零細ユーザーを中心に流通面、価格面で悪影響が生じる懸念等、アルコール事業法上指摘されたこの懸念はもはやないと考えてよろしいんでしょうか、お聞きたいと思っております。

○大臣政務官(平田耕一君) 価格が専売の最終年度と比較して既に三〇％ほど、十二万台が八万五千円台に低下を、約三〇％ぐらいでございますが、低下をしております。

一手購入・販売制度が廃止をされますと更に自由な価格設定になりますので、なおかつ一手購入を適度に直接販売と、こういうことになりましたので競争も促進されることだと思いますので、製造業者としては一層のコスト削減などの努力が必要とされるわけでございますが、市場は確実に全体としてより安価に需要者に供給されるというふうな期待をいたしております。

また、中小零細のユーザーへの影響ということもございまして、昨年の十月にアンケートを実施をいたしております。かなりの数をアンケートを取ったわけでございますが、価格面では約七割の中小の需要者が現状維持あるいは安くなるという認識を示しておりますし、納期あるいは量の確保につきましては、九割が問題ないだろうというふうな考えております。販売事業者も、平成十二年度、約四百、十六年十二月で七百数十というふうな増加をしておりますので、全国津々浦々への流通ということも十分整備が進んで、特段の問題は生じないというふうな認識をいたしております。

○浜田昌良君 今の御答弁で、激変緩和措置の効果は今十分になって、今後はもうそれはなしでも何とか懸念はないということをお聞きしまして安心いたしました。

一方、アルコールには、酒類原料、お酒の原料として流通するものには酒税相当を課税しなければならぬという特殊事情は引き続き存在するわけでありますので、そこでアルコール事業法によってアルコール製造業者、輸入業者、販売業者、使

用者などの管理が必要となると、こう考えるわけですが、そこでお聞きしますけれども、今後、一手購入・販売制度を廃止した後、具体的にどのような形で流通管理を行うのか、またそれによって酒類の原料への転用を十分に防げるのかについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。

このたびのこの改正によりまして、NEDOによりましてアルコールの一手購入・販売制度が廃止されると。そういうことで、製造事業者などは直接、ユーザーあるいは販売事業者に対してアルコールを販売することが可能になるということでございます。

今、浜田先生も御指摘のとおり、工業用のアルコールは、成分的に酒類と同じというものでございますので、高額の酒税が課される酒類原料に不正に転用されるおそれがあります。したがって、これを防止しながらアルコールが工業用途に安定的に供給されると、そういうことを確保するということが必要でありまして、そのための一定の流通の管理が不可欠でございます。

したがって、この工業用のアルコールにつきましては、アルコール事業法によりまして、暫定措置期間中と同様に、国が引き続き流通管理を実施していくことにしております。

具体的には、工業用アルコールの製造それから輸入、販売、それから使用、そういうものについて経済産業大臣の許可制度の対象としておりますけれども、それを続けます。それから、事業者に対して、取引ごとの記帳義務、幾ら買って幾ら売ったのかと、そういうようなことを記帳してもらおう。それから、毎年の業務報告書を求めると。それで事後的にチェックを国として行うことにしてございます。経済産業省や地方経済産業局に約七十名の職員をこの関係で配置をしておりますので、立入検査などを実施していくと、そういう体制を取っているところでございます。

○浜田昌良君 ただいま御答弁いただきました、今後も引き続き、アルコールの製造、輸入、販

売、使用者に許可制度を導入されると、それに対して業者は記帳又は報告義務があるという話でございました。

そこで、一点、ちょっとこれは通告していなかったんですが、いわゆる業の許可制度でありまして、業者として自由に参入できるというのも重要だと思いますけれども、この許可制度の運用に当たりましては、いわゆる不当な参入制限は行わないと、そういう前提で理解していかどうかについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答えします。

アルコール事業法につきましては、いわゆる需給調整を目的とするものではございません。流通管理を目的とするものでございますので、新規参入をされた方については、そういう違法精神がちゃんとしつかりしているかどうかと、そういう意味では、設備がちゃんと整っているかどうかと、そういったようなものをチェックをいたします。したがって、不当な参入障壁とかそういうものを設けるつもりは一切、しておりませんし、今後もそういうことは一切ございません。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

そういう意味では、自由なマーケットでありますから、是非、特殊会社の方も頑張っていたきたいと思っております。

また、このアルコールの中では、特定アルコールという少し変わった種類のアルコールがアルコール事業法上規定されております。これは、試薬とか使用量の管理が困難な多様な用途向けに、酒類の原料に不正に使用されることを防止するために酒税相当額をあらかじめ上乗せする、そして販売すると、自由流通を認める、そういうアルコールでございます。従来、NEDOがこの特定アルコールを含めた工業用アルコールをすべてを一手購入・販売を行っておりましたので、NEDOのみがこの酒税相当額を国庫納付しておられました。

今回は、この新法におかれましては、今後、ア

ルコールが自由流通になりますので、特定アルコールを製造、輸入する者が直接国庫納付するというふうになることとなっているようでありまして、今改正によりまして、この特定アルコールを製造又は輸入する者が個々に酒税相当額を直接国庫納付することが十分できるのかと。その徴収チェック体制が十分について最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。

特定アルコールにつきましては、今、浜田先生が解説なさったとおりでございます。

その特定アルコールを今度NEDO以外の者に、具体的には製造事業者それから輸入事業者に開放、その特定アルコールの販売を開放するという形にしております。そういう製造事業者、輸入事業者が国庫納付をするという義務を負うわけでございますけれども、その国庫納付を確保するために、次のような措置をとることによって確実にしようとして考えております。

まず、これまで特定アルコールの販売量については、酒税相当額を乗せているということで管理する必要がなかったと。しかもNEDOが販売しているということであつたわけですが、こういう事業者が販売をしていくということでございますので、その販売量を確実に把握するというような措置を講じようと考えております。

それから、必要に応じて、販売予定数量を勘案して納付金についての担保の提供を命じると、そういうこと。それから、国庫納付の期日までに納付がない場合には強制徴収を掛けると。仮に国庫納付についての義務違反があるという場合には、その事業者が一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科すことをしております。また、それから製造、輸入の許可を取消しをします。法令違反をした、そういうようなときには、経済産業大臣はその許可を取り消したり、又はその六か月以内の事業停止を命ずると、そういうような措置をとることができるというふうになっております。

そういうことでございますので、特定アルコールの流通管理につきましては、新しい制度の下できちっと流通管理をしていくという体制を整えているところでございます。

○浜田昌良君 以上で終わります。

○鈴木陽悦君 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。最後の質問に立たせていただきます。

各委員のお話を伺ってもしたら、質問しようと思う部分があり出しました。重複する部分がかなりあると思いますが、あえて、最後でございますので、今回のこの日本アルコール産業株式会社法案に対するまとめ、さらには再確認という意味であえて質問させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願ひいたします。

初めなんですが、工業用のアルコールは、工業用とは申しまして、口から入ったり、そしてまた肌に触れたりするものが多く造られるわけなんです。このためにも、先ほどから何回もお話が出ています安心、安全が求められますけれども、去年の六月、NEDOの精製したアルコールに発がん性の可能性がある物質が混入していたことが明らかになりました、新聞報道もされました。一部工場の出荷を停止したと報道されました。

この工業用のアルコールの自由化に際しましては品質管理、とりわけその輸入されます粗留アルコールの管理には十分な注意が必要かと思われま。そのためには、相対といいますかトレーサビリティといいますが、言わば顔の見えるアルコールの取引が必要ではないかと思ひます。

そこで、繰り返しになりますが、自由化に向けた品質管理の取組について伺いたんですが、先ほど平田委員の質問の中にも、品質管理については検討委員会で作業中、各項目を作業中ということでございますので、この内容についてももうちょっと突っ込んだ回答がいただければと思ひますが、お願いいたします。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。今、鈴木先生から御質問でございますけれども

も、ジオキサン混入の問題、そういうことを契機といたしまして、NEDOにおきましては、そういうようなことが二度と起こらないように、先ほど光川副理事長の方からそのチェック、NEDOとしてのチェック体制、そういうものを御説明をいたしました。

輸入する前にサンプルを取り寄せてそれをチェックする、それから粗留アルコールを現に工場に陸揚げするときに、そういうものが入っていないかどうか、そのチェックを二重に行っていくと。そういったようなことは恐らく、NEDOだけではなくて、ほかの発酵アルコールも、同様の製造プロセスを経る者についてもやった方が望ましいことだろうというふうには思っております。

それで、品質確保についてのその基準の設定についてのお尋ねでございますけれども、現在、官民共同のアルコール品質に関する検討会というものを開催して検討しておりますけれども、昨年の十二月の段階で、まず品質に関する情報提供の在り方をきちんとやろうではないかという話、それからもう一つは、暫定措置終了後の品質基準となりますその物差し、これについては、先ほど私申し上げましたとおり、NEDOの規格を念頭に置いて、その業界といえますか関係者全員で合意をするような規格を策定するというところで現在検討を進めております。昨日もこの研究会がありまして、早速にこの物差しを作っていくということと話を詰めているというところでございます。

○鈴木陽悦君 これは通告してございませんので、ちよっとお答えいただけるかどうか分かりませんが。

今、ジオキサンという言葉が出ました。この品質管理についてもうちょっと伺いたいんですが、このジオキサンが混入したという去年のケースと、これはこれまでで初めてなんですか。それと、こうしたケースというのは今まであったのかどうか、その辺をちよっと聞きたいんですが。

○政府参考人(石毛博行君) こうしたケースは今まで生じてないというふうに承知しております。

○鈴木陽悦君 どうしてこれ混入した、やはり粗留アルコール、外国からの輸入の部分で入ったんでしょうか。それちよっと教えてください。

○政府参考人(石毛博行君) お答えします。このジオキサン混入の原因でございますけれども、これが、この混入したアルコールが製造されたのは茨城県の鹿島のNEDOの工場でございますけれども、この原因は、原料としてブラジルから粗留アルコールというのを輸入しているわけでございますけれども、このアルコールにジオキサンが含まれていたということがずっとトレースをして特定されているところでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

品質管理について……

○委員長(佐藤昭郎君) 鈴木陽悦君。

○鈴木陽悦君 あつ、失礼いたしました。

品質管理に関しては今後も厳重な、そしてまた詳細な検討、データを基にお願いしたいと思っております。

次に、先ほどから、そうですね、いろいろともう既に話がでてしまいましたが、あえてここで簡単に伺いたいと思っております。

今回の法人化によりまして民間業者への影響が懸念されるわけですが、中期計画によりまして、さらに価格の引下げも視野に入っております。こうした動き、民間の圧迫にならないのか、民間業者への影響についてどのようにとらえているか、まずは影響。そして、これまでの一手購入・販売がなくなることで、これからの流通の簡素化など新たなビジネスチャンスも生まれると思っております。

そこで、民営化によるその自社の新たな事業展開も含めたメリット、デメリット、短くお答えいただければ幸いです。

○大臣政務官(平田耕一君) お答え申し上げます。と思ひますが、冒頭に大臣から発言がございましたが、このアルコール専売の民営化の総仕上げと、こういうことを評しております。したがって、我が国の市場、アルコール市場の自由化が推進をされまして一層活力ある市場となることを期

すると、こういうものでございます。

御指摘をいただきました様々な価格や需給等につきましても、民間への影響と、こういうことでございますが、国全体でより安価に安定的に供給をされるものと。更にそういうことが促進される。しかし、中小事業者や遠隔地の事業者、あるいは事業者につきましても、その影響についてはこれはきっちりウオッチをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、当初のあれですが、新会社になりました、これは民間と比して特段優越的なことはございませんですから、なおかつ新事業につきましては、これも出ておりましたが、一条の一項、二項で新事業、大臣の認可と、こういうことでございまして、新たな、仮に新たな事業を開始いたしますところでも民業圧迫はないと、このように考えているところでございます。

これも御指摘でございます。こういった、市場が自由になることによりまして、販売につきましても、更に直接販売のルートが開けますし、様々なサービスも出てくるだろうというふうに思っております。製品も新製品が出るだろうというふうにも思っています。それぞれの製造、販売等の事業者の創意工夫で新たなビジネスチャンスが生まれてくることも期待をしているところでございます。

どうぞひとつ、先ほど申し上げました末端に至る市場は全国津々浦々これはウオッチをしましてまいります。そういった形でアルコール市場が更に活性化すると、このように期待をするべくまた私たちも一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

何度も繰り返しますが、これまでのNEDOによりましてその一手購入・販売がなくなることによって流通の簡素化も図られると思ひます。地域活性化の観点から考えますと、工業用アルコールの地産地消が実現するかもしれないとも言えるんじゃないかと思ひます。

私の住んでおります秋田県にも民間の工業用アルコールの業者があるんですが、ここから、これまでのNEDO経由から、今度は地元や近隣の食品加工業者などとの直接取引も可能になるわけですよ。そうしますと、精錬技術など日本ならではの強みを持っている工業用アルコールです。で、今後新たな活用、そしてまた展開の可能性も秘めていると思ひます。

そこで、最後に中川大臣に、この特殊会社を経営の民営化に向けた工業用アルコール関連企業、関連事業に関する、関連産業、いろいろなものを含みますが、その辺の展望を伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 鈴木委員の御地元、いつも御質問で御地元のことを思いながら、そしてまた日本のことを思いながらの御質問にはいつも勉強させていただいておりますが、秋田といえ

ば、おいしい食事、あるいはまた、みそ、しょうゆ、お酒、いろいろあるわけでありましてけれども、それに対して工業用アルコールの果たす役割は今までも大きかったわけでございますけれども、これから本当に、いわゆる公的な部分が経済活動の中では全く原則自由になつていくわけ

と、この特殊会社の後ですね、なっていくわけでありまして、そういう地産地消、あるいは秋田の良さを更に生かせるようなアルコール供給ができる体制に向かつていくことを私としても期待しております。

○鈴木陽悦君 以上です。

○委員長(佐藤昭郎君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

日本アルコール産業株式会社法案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤原正司君から発言を求められておりますので、これを許します。藤原正司君。

○藤原正司君 私は、ただいま可決されました日本アルコール産業株式会社法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派並びに各派に属しない議員鈴木陽悦君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本アルコール産業株式会社法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 日本アルコール産業株式会社の民営化に当たっては、二年以内のできるだけ早い時期に民間への株式売却を開始すること。また、株式の完全売却に当たっては、円滑な消化と会社経営の安定が得られるよう努めること。

二 日本アルコール産業株式会社の経営に当たっては、引き続きコスト削減や経営の合理化に取り組むなど経営体質の強化に努めるとともに、その成果が需要家等に還元されるよう、指導・監督すること。

三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門の日本アルコール産業株式会社への移行に際しては、職員の雇用及び処遇に不利益とならないよう十分配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) ただいま藤原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。

よって、藤原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済を取り巻く状況は、緩やかな回復が見られるものの、中小企業や地域経済を取り巻く状況はまだまだ厳しい状況であります。中小企業は我が国経済の基盤であり、その創業や経営革新への取組を従来から支援してまいりましたが、施策体系を利用者にとって分かりやすくするとともに、必要な拡充を行い、中小企業の新たな事業活動への取組を強力に支援する必要があります。

さらに、経済のグローバル化が進展し、大企業のみならず、中小企業についても世界規模の競争が不可避となりつつある中、中小企業においてはむしろそれを好機ととらえ、自身の機動性、柔軟性を生かし、それぞれの強みを持ち寄って事業展開を図るといった新しい形の連携が見られます。

このような中小企業の新たな連携への取組に対し、積極的な支援を行っていく必要があります。

以上が、本法を提案した理由であります。

次に、本法の要旨を御説明申し上げます。

本法は、中小企業経営革新支援法を柱として、新事業創出促進法、中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法に規定する支援措置を発展的に整理統合するとともに、中小企業の新たな連携による新事業分野の開拓を支援する制度を創設することにより、中小企業の新たな事業活動を総合的に促進するものであります。

そのため、中小企業経営革新支援法の題名を中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に改めるとともに、経営革新に対する支援に加え、以下の措置を講ずることとしております。

第一に、経済活力の源泉である創業を幅広く支援いたします。具体的には、創業及び創業間もない事業者について、中小企業信用保険法の特例等によって資金調達を支援いたします。

第二に、異分野の事業者と連携することにより新事業分野の開拓を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、設備投資減税等の支援措置を講ずることとしております。

以上が本法の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

律案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進(第三条の二―第八条)

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

第一節 経営革新(第九条―第十条)

第二節 異分野連携新事業分野開拓(第十一条―第十二条)

第三節 支援措置(第十三条―第十五条)

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 経営基盤強化の支援(第十六条―第十八条)

第二節 新技術を利用した事業活動の支援(第十九条―第二十四条)

第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十五条―第三十一条)

第四節 雑則(第三十二条)

第五章 雑則(第三十三条―第三十八条)

第六章 罰則(第三十九条―第四十一条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に

資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条第二項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「中小企業者」を「事業者」に、「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動」を「新事業活動」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第八号」に改め、「単に」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人

二 設立の日以後の期間が五年未満の会社

三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であつて、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

第二条に次の五項を加える。

7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

8 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ（1）に掲げる事項に照らして適切であるもの

のとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

10 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十五条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に對して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能力の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

11 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に關し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

第二章の章名を削る。

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「中小企業の経営革新に関する指針」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同条第二項中「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に關する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

に關する基本的な方向

ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に當たつて配慮すべき事項

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に關する次に掲げる事項

イ 経営革新に關する次に掲げる事項

(1) 経営革新の内容に關する事項

(2) 経営革新の実施方法に關する事項

(3) 経営革新の促進に當たつて配慮すべき事項

ロ 異分野連携新事業分野開拓に關する次に掲げる事項

(1) 異分野連携新事業分野開拓の内容に關する事項

(2) 異分野連携新事業分野開拓における連携に關する事項

(3) 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに關する事項

(4) 異分野連携新事業分野開拓の促進に當たつて配慮すべき事項

三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に關する次に掲げる事項

イ 新技術を利用した事業活動の支援に關する次に掲げる事項

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（第四章第二節において「中小企業者等」という。）に對して支出の機会の増大を図るべきものの内容に關する事項

(2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに當たつて配慮すべき事項

ロ 次に掲げる事項につき、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となすべきもの

(1) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(2) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(3) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(4) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(5) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(6) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(7) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(8) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(9) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(10) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(11) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(12) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(13) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(14) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(15) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(16) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(17) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(18) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(19) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(20) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(21) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(22) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(23) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(24) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(25) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(2) 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

第三条第三項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に、「中小企業者の事業を所管する大臣」を「あらかじめ、関係行政機関の長」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改める。

第二十条第一項中「第十六条」を「第三十五条」に改め、第五章中同条を第三十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十九条を第三十八条とする。

第十八条を削る。

第十七条第一項中「定める行政庁」を「定める都道府県知事又は大臣」に改め、同項第一号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第二号第一項第六号」を「第二号第一項第八号」に改め、同項第三号中「第二号第二項」を「第二号第四項」に改め、同条第二項中「第四号第一項」を「第九号第一項」に、「第五号第一項」を「第十号第一項」に改め、同条第三十六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第三十七条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二号第二項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三号第二項第三号(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第十一條第一項及び第三項(第十二條第四項において準用する場合を含む。)、第十二條第一項から第三項まで、第三十四條第二項並びに第三十五條(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。における主務大

臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十六條第一項、第三項(第十七條第三項において準用する場合を含む。及び第四項、第十七條第一項及び第二項並びに第三十五條(承認経営基盤強化計画の実施状況に係るものに限る。における主務大臣は、経済産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十一條第一項並びに第十二條第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第十六條中「主務大臣は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者及び」を、「又は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは」を加え、同条を第三十五條とする。

第十五條第三項中「国は、」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び」を加え、「係る」を「従って行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「係る」を「従って行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

第十五條を第三十四條とする。

第十四條第二項中「国は、」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び」を加え、同条を第三十三條とする。

第四章を第五章とする。

第十三條を削る。

第十二條の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条中「第六條第一項、第三項及び第四項」を「第十三條第一項、第五項及び第六項」に改

め、同条を第十八條とし、第三章中同条の次に次の三節を加える。

第二節 新技術を利用した事業活動の支援

(中小企業者等)に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力)

第十九條 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るように努めなければならない。

(中小企業者等)に対する特定補助金等の交付の方針の作成等)

第二十條 国は、毎年度、特定補助金等の交付に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための支出の目標等の方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第二十一條 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第二十二條 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十三條 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三條の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三條の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二條第九項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係る債務の保証に係る関係については、二億円)」とする。

2 中小企業信用保険法第三條の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保(保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。)の保証を含む。)を提供させないものについては、適用しない。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二十四條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社等が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。	二 特定中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社等が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。	二 特定中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社等が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。	二 特定中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社等が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備 第二十五条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項において同じ。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。	第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備 第二十五条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項において同じ。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。	第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備 第二十五条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項において同じ。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。	第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備 第二十五条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項において同じ。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。
2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項 二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用	2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項 二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用	2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項 二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用	2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項 二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用

第三十一条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域（以下「特定高度技術産学連携地域」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定高度技術産学連携地域において、工場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」とい

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進

己未年

同様の二相に於ける三谷とする

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第三項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第三條の二第一項、第三條の三第一項及び第三條の四第一項	保険価額の合計額が	異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第三項及び第三條の四第二項	当該借入金 の額のうち 当該債務者 異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該借入金 の額のうち 当該債務者	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該借入金 の額のうち 当該債務者
第三條の三第二項	当該保証を した 当該債務者 異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該保証をした 当該債務者	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該保証をした 当該債務者

4 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野

連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三條の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二條第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

第六條を第十三條とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 支援措置

第五條を第十條とし、同条の次に次の一節を加

える。

第二節 異分野連携新事業分野開拓

（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）

第十一條 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異分野連携新事業分野開拓の目標
- 二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の者（以下この項

において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期

四 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様

五 異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様

六 異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。
- 三 前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。

（異分野連携新事業分野開拓計画の変更等）第十二條 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第四條第一項中「組合等（以下）の下に」この節及び附則第四條第一項において「を」を加え、「第二條第一項第四号から第六号まで」を「第二條第一項第六号から第八号まで」に改め、同条第三項第一号中「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同条を第九條とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

第一節 経営革新

第三條の次に次の一章を加える。

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

（最低資本金に関する特例）第三條の二 第二條第二項第二号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。）が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時ににおける資本の額が千万円に満たないもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八條ノ四

の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時ににおける資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法昭和十三年法律第七十四号第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

(確認の取消し)
第三条の三 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(定款への記載)

第三条の四 確認株式会社の定款には、商法第六十六條第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 確認有限会社の定款には、有限会社法第六條第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

(株式申込証の用紙への記載)

第三条の五 確認株式会社の商法第七十五條第一項の株式申込証の用紙には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載しなければならない。

(設立における払込みの証明の特例)

第三条の六 確認株式会社が設立する場合における商法第八十九條の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第十二條第三項において準用する商法第八十九條の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

3 確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第十三條第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

第三条の七 確認株式会社が設立する場合における商法第六十八條第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任については、同法第七十三條第二項第一号(同法第八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

4 確認有限会社の設立の登記の申請書については、同法第九十五條第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「有限会社法第十二條第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三條の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

(書面の提出等)

第三条の九 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第三条の十九第一項を除き、以下同じ。及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。))は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第七條第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任については、同法第十二條ノ二第二項の規定の適用については、同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第三条の十九第一項を除き、以下同じ。及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。))は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三条の八 確認株式会社の設立の登記においては、商法第八十八條第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

3 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、前二項の書面を経済産業省に備え置き、その書面の提出があつた日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日まで)に第三条の三の規定による確認の取消し又は第三条の二十第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合には、当該取消し又は届出があつた日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(事後設立の特例)

第三条の十 確認株式会社がその成立後二年以内

にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)

第三条の十一 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十四條第一項及び商業登記法第八十二條第四号の規定の適用については、同法第二百八十四條第一項中「第百八十九條」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三條の六第一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十九條」と、商業登記法第八十二條第四号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは「商法第二百八十四條ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千万円を超えることとなるときは、この限りでない。

110

(貸借対照表等の提出等)

第三条の九第三項の規定は、前項の貸借対照

(配当の制限等)

3 確認株式会社が商法第二百四条ノ三第一項

合を含む。)の規定により自己の株式を買い受け

4 確認有限会社が有限会社法第四十六条におい

5 確認有限公司が有限会社法第十九条第五項

社法第十九条第六項（同条第七項において準用

第三条の十四 確認株式会社又は確認有限会社が

(資本の減少)

第三条の十六 確認株式会社は、その資本の額を

2 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本

以上としたときは、**第三条の八第三項の規定に**

の総額を三百万円以上とする変更の登記の申請

第三条の十七 確認株式会社は、有限会社法第六

(合名会社等への組織変更)

2 前項の場合には、商法第三百四十三条に定め

4 第一項の規定により合名会社に組織を変更し

二 商業登記法第六十七条第二号及び第九十三

た場合の合資会社についてする登記の申請書に

は、前二項に規定する場合について準用する。

8 前項の場合には、有限会社法第四十八条に定

会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、

いて、有限会社法第六十六条中「株式会社」と

登記、合資会社ニ付テハ同法第百四十九条第一

[illegible]

発等事業についての旧創造法第十一条に規定する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の特例及び旧認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧創造法第十二条に規定する中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の特例については、なお従前の例による。

4 旧創造法第四条第一項の認定を受けた者又は旧認定研究開発等事業計画に従って旧研究開発等事業を行う者に関する旧創造法第十五条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

第六条 旧創造法第七条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式(旧創造法第二一条第三項に規定する特定中小企業者により設立された会社の発行したものに限る。)の保有及び旧創造法第七条第一項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(旧創造法第二一条第三項に規定する特定中小企業者の発行したものに限る。)の保有については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の日の前日において現に旧創造法第十四条の二の規定による指定を受けている法人は、旧創造法第十四条の三第二項の規定により引き受けた株式又は社債を、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までの間に処分しなければならない。

2 旧創造法第十四条の十一の規定の適用を受けて成立している同条第一項の保険関係については、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の廃止に伴う経過措置)
第八条 附則第四条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の新事業創出促進法(以下「旧新事業法」という。)第八条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する新事業創出関連保証に係る保険関係については、新

法第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とみなす。

第九條 この法律の施行の際現に存する旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二一条第二号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けた者(前項に規定する確認株式会社又は確認有限会社を設立した者を除く。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項に規定する者が、この法律の施行後に設立する同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際旧新事業法第二一条第二号第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出している者については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項に規定する者が、この法律の施行後に同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けて設立する同項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

第十條 旧新事業法第十条の十八第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録した定款の認証を受けた者が、この法律の施行後に新法第三條の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出する場合においては、その確認に係る同項に規定する確認株式会社又は同条第二項に規定する確認有限会社については、その確認を受けた際に、新法第三條の十九第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の変更があった

ものとみなす。

第十一條 前条に規定する者が旧新事業法第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を株式申込証の用紙に記載し株主を募集した場合において、この法律の施行後に新法第三條の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出するときは、その確認に係る同項に規定する確認株式会社の株式申込証の用紙には新法第三條の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨の記載があるものとみなす。

第十二條 旧新事業法第二一条の三第二項に規定する認定計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二一条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第二一条の四第一項に規定する新事業分野開拓関連保証については、同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

3 旧新事業法第二一条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第三十二條第二項に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

4 旧新事業法第二一条の三第二項に規定する認定事業者に関する旧新事業法第三十七條の二に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

第十三條 旧新事業法第二條第七項に規定する特定補助金等は、新法第二條第九項に規定する特定補助金等とみなす。

2 旧新事業法第十六條第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等の保有については、それぞれ新法第二十四條第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。

立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係については、新法第二十三條の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。

第十四條 この法律の施行の日の前日において現に小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二條第四項に規定する貸与機関であつて旧新事業法第二條第一項に規定する認定中核的支援機関の地位にあるものについては、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間の小規模企業者等設備導入資金助成法第十四條の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。

第十五條 旧新事業法第二十八條の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する地域新事業創出関連保証に係る保険関係については、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二十四條第一項の規定による主務大臣の同意(旧新事業法第二十五條第一項の規定による主務大臣の同意を含む。)を得た旧新事業法第二十四條第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画については、旧新事業法第二十八條から第三十一條までの規定は、平成二十三年三月三十一日(次項において「特定日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第二十八條の規定の適用を受けてこの法律の施行後に成立した同条第一項に規定する地域新事業創出関連保証に係る保険関係については、特定日後も、なお従前の例による。

第十六條 この法律の施行の際現に旧新事業法第三十二條第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)が整備し、又は管理している同条第一号及び第三号に規定する工場又は事業場並びに同条第二号に規定する工場用地又は業務用

地については、同項(第四号を除く。)の規定は、
当分の間、なおその効力を有する。

第十七条 旧新事業法第三十二条第二項の規定の
適用を受けて成立している中小企業基盤整備機
構による同項の創業者に係る債務の保証につい
ては、新法第五条の規定の適用を受けて成立し
ている中小企業基盤整備機構による債務の保証
とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附
則第五条第四項、第九条第一項、第三項及び第
五項並びに第十二条第四項の規定によりなお従
前の例によることとされる場合におけるこの法
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

(中小企業基本法の一部改正)

第二十条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第
百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「中小企業の創造的事
業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法
律第四十七号)」を削り、「中小企業経営革新支
援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に

関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「新事業創出促進法
(平成十年法律第五十二号)第三十二条第一
項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関
する法律(平成十一年法律第十八号)第三十一
条第一項」に、「及び同法附則第八条(旧組織法に
係る業務の特例)の業務」を「同法附則第八
条(旧組織法に係る業務の特例)の業務及び同法
附則第八条の二(旧新事業創出促進法に係る業
務の特例)の業務」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 情報処理の促進に関する法律(昭和
四十五年法律第九十号)の一部を次のように改
正する。

第二十条第一項第八号中「新事業創出促進法
(平成十年法律第五十二号)第二十一条第一
各号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に
関する法律(平成十一年法律第十八号)第二十九
条第一項各号」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第二十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一
年法律第三十一号)の一部を次のように改正
する。

第二十七条の表中

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律 第四十七号)第四条第一項に規定する研究開発等事業計画を作成し、 これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受 けた同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第五条 第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項 に規定する研究開発等事業を実施するもの	新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第二条第七項に規定す る特定補助金等の交付を平成二十年三月三十一日までに申請し、当該 特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第三項各号に 掲げる中小企業者
--	---

を

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十
八号)第二条第九項に規定する特定補助金等の交付を平成二十年三月
三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動
を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者

に、「中小企業経営革
新

新支援法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する
法律第九条第一項」に、「第五条第二項に規定する承認経営革新計画」を「第十条第二項に規定す
る承認経営革新計画」に、「第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経
過措置)

第二十四条 前条の規定による改正前の産業活力
再生特別措置法第二十七条の規定により同条
(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者
(とみなされた旧認定研究開発等事業計画に従つ
て旧研究開発等事業を実施する旧創造法第二条
第一項各号に掲げる中小企業者については、前
条の規定による改正後の産業活力再生特別措置
法第二十三条第二項に規定する認定経営資源活
用新事業計画に従つて同法第二条第九項に規定
する経営資源活用新事業を実施する同条第八項
各号に掲げる中小企業者とみなして、同法第二
十四条第五項、第七項及び第八項並びに第二十
五条の規定を適用する。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十五条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法
律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「中小企業経営革新支援
法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関
する法律」に改める。

第六十六条の見出しを「(中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律の特例)に改め、
同条中「(沖縄においてその業種における経営
革新(中小企業経営革新支援法第二条第三項に
規定する経営革新をいう。以下この条において

同じ。)による経営の向上の促進が沖縄の経済の
振興に資すると認められる業種であつて政令で
定めるもの(以下この条において「特定業種」
という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者
をいう。以下この条において同じ。」「及び
「(特定中小企業者により構成される同法第二条
第二項に規定する組合等をいう。)」を削り、
「(同法)を「(以下)の中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律」に改め、同条
の表中第三条の見出しの項、第三条第一項の
項、第三条第二項の項、第三条第三項の項及び
第三条第四項の項を削り、同表第四条第一項の
項中「(第四条第一項)」を「(第九条第一項)」に改
め、「及び組合等(以下)の下に「この節及び附
則第四条第一項において」を加え、「沖縄振興
特別措置法第六十六条」を「沖縄振興特別措
置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第一
項」に改め、「(及び)」の下に「同項に規定す
る」を加え、「(特定中小企業者又は)」を削り、
「同法第六十六条」を「同法第六十六条第一項」
に改め、同表第四条第二項第五号の項中「(第
四條第二項第五号)」を「(第九條第二項第五号)」
に改め、同表第四条第三項の項中「(第四條第三
項)」を「(第九條第三項)」に改め、同表第四
条第三項第一号の項を次のように改める。

第九条第三項第一号	基本方針	沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する沖縄経営 革新指針
-----------	------	------------------------------------

第六十六條の表第五條第一項の項中「第五條第一項」を「第十條第一項」に改め、同表第五條第二項の項中「第五條第二項」を「第十條第二項」に改め、同表第六條第一項及び第二項並びに第八條第一項第一号及び第二号の項中「第六條第一項及び第二項並びに第八條第一項第一号及び第二号」を「第十三條第一項及び第二項並びに第十四條第一項第一号及び第二号」に改め、同表第九條第一項の項中「第九條第一項」を「第十五條第一項」に改め、「であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として経済産業大臣が定めるものに該当する旨の確認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたもの」を削り、同表第九條第二項の項を削り、同表第十四條第一項の項中「第十四條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同表第十五條第一項の項中「第十五條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同表第十五條第二項の項中「第十五條第二項」を「第三十四條第三項」に改め、同表第十六條の項中「第十六條」を「第三十五條」に改め、同表第十七條第二項の項中「第十七條第二項」を「第三十六條第二項」に改め、同表第二十條第一項の項中「第二十條第一項」を「第三十九條第一項」に、「第十六條」を「第三十五條」に、「第六十六條」を「第六十六條第五項」に改める。

内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖繩においてその業種における経営革新（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二條第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二條第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖繩経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 沖繩経営革新指針には、沖繩の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営革新の内容に関する事項

二 経営革新の実施方法に関する事項

三 経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖繩経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖繩経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二十六條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第十号を次のように改める。

十 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五條の規定による債務の保証及び同法第三十一條第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

第十五條第二項第五号中「新事業創出促進法第三十二條第三項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一條第二項」に改め、同法第五項中「新事業創出促進法第三十二條第一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一條第一項」に改める。

第十八條第一項第一号中「同法第二項第一号」を「第十五條第二項第一号」に改め、同項第二号中「新事業創出促進法第三十二條第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五條」に改め、同項第三号中「並びに第十五條第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二條第一項第二号に掲げるものに限る。）」を削る。

第二十二條第一項中「新事業創出促進法第三十二條第一項第一号から第三号まで」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一條第一項第一号」に改める。

附則第五條第一項第三号中「新事業創出促進法（二）の下に「平成十年法律第百五十二号」を加え、「同法」を「改正前新事業創出促進法」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる業務のほか、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四條第一項の業務を行うこと。

附則第八條の次に次の一条を加える。

（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）

第八條の二 機構は、当分の間、第十五條第一項及び第二項並びに附則第四條、第五條第一項及び第二項並びに第六條第一項から第四項まで並びに第七條並びに前条の業務のほか、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四條第二号に係る部分に限る。（の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」という。）第三十二條第一項の規定による特定の地域における工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地の整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

附則第十四條の表以外の部分中、「第七條並びに第八條」を「並びに第七條から第八條の二まで」に改め、同条の表第十八條第一項第一号の項中欄中「第十号に掲げる業務」を「限る。」

並びに」に改め、同項下欄中「第十号に掲げる業務並びに附則第四條第一項の業務」を「限る。」並びに附則第四條第一項及び第八條の二の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）並びに」に改め、同表第十八條第一項第三号の項中欄中「限る。」を「もの」に改め、同項下欄中「並びに附則第四條第一項」の下に「及び第八條の二」を加え、「限る。」及び「を」の並びに」に改め、「に限る。」の下に「及び附則第八條の二の業務（旧新事業創出促進法第三十二條第一項第二号に掲げるものに限る。）」を加え、同表第十九條第一項の項中「第七條並びに第八條」を「並びに第七條から第八條の二まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「及び第八條」を「第八條及び第八條の二」に改め、同表第三十五條第二号の項中「第七條並びに第八條」を「並びに第七條から第八條の二まで」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一百十條を次のように改める。

第一百十條 削除

附則第一百十八條を次のように改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一百十八條 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

平成十七年四月八日印刷

平成十七年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局